



鳥取県公報

平成 24 年 7 月 24 日 (火)
号外第 70 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の実施 (19) 2
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長等の選任 (20) 2
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長が事務を行う場所 (21) 2
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式 (22) 2
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印 (23) 4
	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所等 (24) 4
◇ 鳥取海区 漁調委員 一般選挙 選挙長告 示	鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所等 (1) 5

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙を平成24年8月2日に行うので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第33条第5項の規定により告示する。

なお、選挙すべき委員の数は6人である。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

平成24年8月2日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- | | | |
|-------------|--------------------|-------|
| 1 選挙長 | 鳥取市賀露町北三丁目26-14 | 船本 源司 |
| 2 選挙長の職務代理者 | 岩美郡岩美町大字大谷2182-510 | 板倉 高司 |

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

平成24年8月2日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- | | | |
|----------------|-------------|----------------|
| 1 平成24年7月24日 | 鳥取市東町一丁目271 | 鳥取県庁第二庁舎第32会議室 |
| 2 平成24年7月25日以降 | 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁選挙管理委員会 |

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成24年8月2日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式を漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、次のとおり定める。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(一般用投票用紙)

平成二十四年執行 鳥取海区漁業調整委員会委員 一般選挙投票票	鳥取県 選挙管理 委員会印	<p style="text-align: center;"> <small>こうほしや しめい</small> <small>めいしやう</small> 候補者氏名 (名称) </p>
<p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。</p>		

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

(点字用投票用紙)

平成二十四年執行 鳥取海区漁業調整委員会委員 一般選挙投票票	鳥取県 選挙管理 委員会印	<p style="text-align: center;"> <small>こうほしや しめい</small> <small>めいしやう</small> 候補者氏名 (名称) </p>
<p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。</p>		

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

(船員用不在者投票用紙)

平成二十四年執行 海区漁業調整委員会委員一般選挙 船員不在者投票	
候補者氏名 (名称)	市 町 村 選挙管理 委員会印
<p>○ 注意</p> <p>1 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。</p>	

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 投票用紙には、投票用紙を交付する市町村選挙管理委員会の印を押さなければならぬ。この場合においては、市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

平成24年8月2日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成24年8月2日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により告示する。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 投票を行うこととなったとき
 - (1) 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第20会議室
 - (2) 日時 平成24年8月6日 午後2時
- 2 投票を行わないこととなったとき
 - (1) 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第20会議室
 - (2) 日時 平成24年8月2日 午後2時

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第 1 号

平成 24 年 8 月 2 日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において準用する同法第 62 条第 6 項の規定により告示する。

平成24年 7 月24日

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 船 本 源 司

- 1 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日時 平成24年 7 月30日 午後 5 時10分